

一般廃棄物処理業許可証

住 所 帯広市西23条北2丁目17番地8
氏 名 サンテクノ株式会社
代表取締役 兼子 賢

令和3年3月16日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・ 最終処分の別	収集運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	浄化槽汚泥、事業系一般廃棄物
営業所の所在地及び名称	帯広市西23条北2丁目17番地8 サンテクノ株式会社	
許可期間	令和3年4月1日から 令和5年3月31日まで	
一般廃棄物の収集を行うことができる区域	中札内村全域	
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	帯広市西18条北3丁目13番地1 十勝圏複合事務組合 十勝川流域下水道浄化センター 帯広市西24条北4丁目1-5 十勝圏複合事務組合 くりりんセンター
	その他	・一般廃棄物の処分を行う場合、法施行令第3条の基準によること。 ・各種関連法規を遵守すること。

令和3年3月22日

中札内村長 森田 匡彦

